

## 冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方等に係る研究会 報告書骨子案

### 1. 背景事実の概要

#### 1. 1. 互助会の解約手数料を巡る経緯

##### (1) 互助会の歴史・現状

前払の分割方式で会員から掛金の支払を受け、安価に葬儀や結婚式の役務の施行又はその取次ぎを行う事業。戦後の復興期に興り、昭和48年の割賦販売法改正を機に前払式特定取引業として同法に位置づけられ、経済産業大臣の許可事業となった。

平成25年11月時点において、290の互助会事業者が存在、平成25年3月末時点の予約前受金の残高は2兆3600億円に上る。

##### (2) 互助会契約の解約及び解約手数料の経緯

昭和48年の割賦販売法改正により、許可事業となった互助会事業の契約約款が届出事項とされた。この改正に伴い整備された割賦販売法施行規則においては、互助会契約の約款に消費者側から解約できないと記載することが禁止された。この際、全互協は、解約について転居・生活保護等やむを得ぬ事情による場合に限定して契約解除を認め、解約時には募集手数料等を差し引いて返金するという内容の標準約款を作成した。

その後、消費者からの解約を制限的に認める約款内容を見直すべき機運が生じ、割賦販売審議会答申を受け、昭和59年に全互協は加入者の申出により解約が可能であり、解約時には募集手数料等を差し引いて返金する旨を定めた標準約款に改正した。

その後、平成13年には消費者契約法が施行され、平成21年の特定商取引に関する法律が改正されたが、解約手数料水準が大きく変化することはなかった。

#### 1. 2. セレマ訴訟の経緯

##### (1) 適格消費者団体による提訴から大阪高裁判決に至る経緯

平成20年9月、京都の適格消費者団体らが、互助会事業者（株）セレマを相手取り、契約約款に定める解約手数料が高額であるとして、解約手数料規定の使用差止めを求め提訴。1、2審（京都地裁、大阪高裁）ともにセレマ側が敗訴した。

この大阪高裁判決に対し、提訴した適格消費者団体が最高裁に上告受理申立てを行い、これを受け（株）セレマも附帯上告受理申立てを行った。

##### (2) セレマ訴訟大阪高裁判決を受けた業界の対応状況

（株）セレマは、判決を踏まえて、自社の契約約款を修正済み。また、平成25年10月末時点で、大手互助会を中心に71社の互助会が独自に解約手数料水準の見直しを実施済み。

全互協でも、解約手数料問題PTを設置、業界として解約手数料水準見直しにかかる考え方の整理に取り組んでいる。

## 2. 研究会における議論

### 2. 1. 問題の所在

#### (1) 研究会設置趣旨

セレマ個社の解約手数料については、大阪高裁判決が確定すれば一定の判断が下されたこととなる。この判決内容について考えると、以下の3つに分類できる。すなわち、①セレマ個社に関する判断だが、互助会一般に適用できると思われる判断、②セレマ個社の経営形態に着目した判断であるため、他の互助会に適用すべきか議論を要すると思われる判断、③セレマから主張がなかったため訴訟において判断が示されなかったもの、である。業界各社が解約手数料水準の見直しを進めているところ、判決のみでは明らかでない考え方を早期に整理するため、研究会を設置して整理することとした。

#### (2) 研究会報告の位置づけ

本報告は、今後の各互助会事業者における手数料見直しの参考となるため整理したものであり、個別の訴訟における裁判所の判断に影響を及ぼす趣旨で作成されたものではない。また、解約手数料にかかる考え方は本研究会で整理したものの、具体的な手数料水準の適否は個々の契約内容に沿って判断されるものである。

### 2. 2. 研究会における議論（手数料の整理以外について）

本研究会は解約手数料にかかる考え方の整理を目的とするものであるが、解約手数料にかかる消費者の不满やそもそも互助会契約を解約したいと考えるのはなぜかといった観点から、互助会契約の特性や消費者の不满に起因する苦情等への対応について議論した。

#### (1) 互助会契約の特性

互助会契約は将来の冠婚葬祭にかかる役務提供のため、その対価を前払いするものであるため、入会時と役務の提供時に時間的な隔りがある。このうち葬儀については、人の死亡に伴う施行であるため、施行のタイミングが不確定であることや会員自身が死亡した場合の葬儀であれば、役務提供を申し込んだ者と施行者（一般に喪主となる遺族が多いと考えられる。）が別人であることから、契約内容等につき消費者の認識違いが生じることがある。全互協や業界各社においては、この点に配慮し説明の充実等の対応をしてきているが、過去に行った説明において配慮が十分でなかったり、必ずしも全ての事業者がこうした点に配慮しているわけではなかったりするため、消費者の誤解を招くこともある。このため、消費者から苦情が発生している現状がある。

#### (2) 苦情等への対応について

全互協としても、上記の問題に取り組んでいるところだが、本報告書により解約手数料にかかる考え方を整理することにあわせ、消費者が、事業者の説明不足や消費者の誤解により、十分に納得しないままに互助会に入会し、不满や苦情が生じるということがないように、全互協や事業者において更に取り組を推進していくことが必要である。

※第六回研究会の事業者からの説明を踏まえ加筆予定

## 2. 3. 解約手数料の考え方について

### (1) 互助会の解約手数料を検討する際の損害一般にかかる考え方の整理

互助会契約の解約手数料に算入しうる「損害」は少なくとも民法（第416条）上の損害と認めうるものであることが必要である。この損害は、一般に、消極損害と積極損害に分類できるところ、互助会契約の解約によって生じる損害についていうと、消極損害は葬儀等儀式の施行による履行利益、積極損害については会員との契約、解約について通常生ずる費用等となる。

大阪高裁判決を踏まえると、互助会契約の解約手数料は、訪問販売の方法で契約されたものについては特商法10条1項4号、それ以外のものについては消契法9条1項に基づき判断され则认为られる。すると、会員からの施行請求前の段階において消極損害の認定が難しいため、費用項目について、両者は近いものと考えられる。

大阪高裁判決では、この各費用項目が「損害」に含まれるかという点について、「個々の契約（消費者契約）との間において関連性が認められるもの」といえるかという観点から判断している。これを踏まえ、「関連性」を認められるものについては、算定方法が妥当であれば、損害として解約手数料に算入しうる。

### (2) 費用項目毎の整理について

上記の損害の整理に基づき、個々の費目についての考え方を記載する。

①募集費、②募集管理費、③入会手続費、④集金費、⑤会員管理費A、⑥会員管理費B、⑦解約手続費、⑧施行準備費

※第4、5、6回会合の議論を基にとりまとめる。やむを得ない部分は両論併記とする。

## 3. 今後の検討について

本研究会は、業界各社が解約手数料水準の見直しを進めているところ、早期に考え方を示すため、現行法制下における、妥当な解約手数料のあり方について、一定の整理を示したものである。このため、今後、最高裁の判断や他の訴訟の判決の蓄積があれば、必要に応じ見直しが必要となる。

また、同じ契約であっても販売方法により消契法と特商法のいずれかが適用され、その損害賠償水準が異なるという問題があり、こうした点につき、今後、整理が必要である。

以上